



# KAIRO for BUSINESS

海路ニュースレター版 (for 企業法務) 年3回刊

## 【Q&A】 そうだ、弁護士に聞いてみよう！ 《採用内定の取り消し》



になっていますね。

**(田中)** そうですね。週刊誌等でも報道されていますね。

**(秘書)** 採用内定ですが、法的にはどのように考えられるのですか。

**(田中)** 新卒者採用の場合、一般的には、学生が企業の労働者募集に応募し、選考過程を経て、企業が採用予定者に採用内定通知をするという流れになります。これを法的に見ると、学生の応募は労働契約の申し込み、企業の採用内定通知はこの申し込みに対する承諾であり、採用内定通知の段階で、始期付き・解約権留保付きの労働契約が成立したと考えられます。

**(秘書)** 「始期付き・解約権留保付き」というのは、どういう意味ですか。

**(田中)** 「始期付き」というのは、新卒者採用の場合、実際に働き始めるのは学校卒業後の4月からということです。「解約権留保付き」とは、働き始めるまでの間に、採用内定通知書などに記載されている採用内定の取消事由が生じたときには、労働契約を解約できるという意味です。

**(秘書)** そうなると、取消事由に該当すれば、企

業は採用内定を取り消せるのですか。

**(田中)** そう簡単ではありません。裁判例によると「採用内定の取消事由は採用内定当時知ることができず、また知ることが期待できないような事実であって、採用内定を取り消すことが解約権留保の趣旨、目的に照らして客観的に合理的と認められ、社会通念上相当として認められるものに限られる」とされています。取り消しが認められる典型例は、採用内定者が学校を卒業できなかったり、健康上の理由で働けなくなった場合です。

**(秘書)** 先ほどの女子大学生のケースでは、採用内定の取り消しは有効と認められるのでしょうか。

**(田中)** 報道によると、テレビ局側は、提訴される前、女子大学生がホステスの職歴を申告しなかったことが虚偽申告に当たる、ホステスの職歴が高度の清廉さが求められるアナウンサーにはふさわしくないと主張していたようです。本件の詳細な事実関係も、テレビ局側の裁判での主張もよく分からない段階なので、コメントしにくいですが、前記の裁判例も踏まえると、個人的には、ホステスの職歴があるという理由だけでは、採用内定の取り消しが有効とは認められないように思います。この裁判の行方に注目しましょう。

副所長・弁護士  
田中 伸 (たなか しん)



※このコーナーで弁護士に聞いてみたいことがありましたら、裏面の連絡先までお寄せください。



## 笠原輔弁護士がこっそり教える「口頭弁論の真実」

**(新人秘書)** 先生、今日は、先生が原告代理人で損害賠償請求している民事訴訟事件の、第1回口頭弁論期日が午後2時からあります。帰ってくるのは夕方ぐらいですか？

**(弁護士)** いや、今日は5分もあれば終わると思うからすぐ帰ってくるよ。

**(新人秘書)** ええっ?! こちらの主張をもっとしっかり弁論しないでいいんですか？



**(弁護士)** ドラマとかではおなじみの光景だけど、実際は、主張の内容は事前に書面で出すから、口頭で長々と弁論したりはしないんだよ。今日は第1回口頭弁論期日だから、「訴状のとおり陳述します。」と言ったら、訴状のとおり主張した

扱いになって、それで終わり。今日は、**被告側は欠席**するから、次回期日の日程調整も終わっているしね。

**(新人秘書)** ええっ?! 訴えられているのに裁判に来ないんですか?!

**(弁護士)** 第1回口頭弁論期日の日程は、被告側の都合を聞かずに決められるから、被告側の欠席はよくあることなんだよ。ドラマとかで描かれている裁判と実際の裁判はかなり違うからね。今度の企業法務セミナー(本誌4頁を参照して下さい)では、実際の裁判がどういったものかわかりやすく説明してくれるみたいだから、参加してみたらどうかな?

**(新人秘書)** 異議あり!! その日は差し支えです。

**(弁護士)** おっと。「異議あり!」ときたね。ドラマやゲームのフィクションみたいに、実際の法廷で「異議あり!」と大声で叫ぶことも、ほとんどないんだよ。「差し支えです。」は、弁護士が都合が悪いときによく使う表現だね。

※上記記事はフィクションです。実際の当事務所内におけるやりとりとは一切関係ありません。



弁護士 笠原 輔  
(かさはら たすく)

## 第12回企業法務セミナー報告「時効にかけない債権管理術」



長の田中伸です。

2014年9月25日、山下江法律事務所主催第12回企業法務セミナー「時効にかけない債権管理術」を開催しました。今回の講師は、副所  
消滅時効の制度や消滅時効期間のほか、消滅時効の進行を止める手段(時効中断)を説明し、消滅時効にかけない債権管理術をお伝えしました。参加者様からは「知らないことが多く、参考になった」「認識違いを発見できた」「公私とも

に今後活かしたい」と高い評価を受けました。

懇親会では顧問会社様、一般参加者様、当事務所の弁護士・秘書との交流が深まり、こちらも大変ご好評いただきました。

今回は3月26日です。詳細は本紙4ページをご覧ください。





弁護士 ON・OFF

第 27 回

弁護士 加藤 泰

5月のゴールデンウィークに暇つぶしというか思いつきでパン作りに挑戦しました。パン・ド・カンパーニュ、とか単にカンパーニュといわれるフランスの田舎風の丸いパンを作ってみたくなったのです。ネットで色々レシピを探して分かりやすいものを見つけました。小麦粉、全粒粉、塩、砂糖、イースト菌だけで作る非常にシンプルなレシピでした。作ってみるとバターも卵も使わないのに風味があって美味しくてすっかり気に入りました。以来、週末に時間があるときはパンを焼いています。自分が日常的にパンを焼く日が来るなんて夢にも思いませんでした。

フランスパンなどにも手を出しましたが見た目の愛らしさもあってカンパーニュが一番のお気に

入りです。今ではレシピに僕なりのアレンジを加え、500gくらい粉を使って大きなカンパーニュを焼くようになりました。スライスして冷凍しておくことで1週間の朝食がだいたいまかなえています。



カンパーニュ

カリッとトーストしてバターやジャムを乗せて食べるのがお勧めです。焼きたてを食べるのも最高です。ご要望があればレシピをお教えいたしますのでお問い合わせください。

事務局コラム 第 27 回 「自撮り」

T. Y

還暦前の父が自撮りを覚えました。

京都のお寺は三脚禁止。と注意をされ、家族写真を撮る気満々の父は、せっかく持参した三脚を立てることができませんでした。そこで、私と妹は、最近の若者は自撮りで撮るんよ！と自撮りのやり方を指導。三脚の脚を伸ばして脚の下の辺りを持ち、タイマーにした上で、全員が写っていることを確認し、シャッターを押して、自分が写る位置に移動する。なかなか手間ですが、父はこの手法がお気に召したようで、どこに行っても自撮りでした。

ここ最近のミラーレスやデジタルカメラは、液晶画面が180度上向きに動くようで、写す側に画面を向けることができるそうです。しかも液晶画面を写す側に向けると自動的にタイマーが設定されるそうです。最新カメラがほしくなったので、電気

屋さんに行くとそのような説明をされました。その他にも便利機能が色々付いており、私は驚きっぱなしでした。

最新のミラーレスを買うことにしたのでどこのメーカーにしようか吟味しているところですが、父には最新ミラーレスの自撮りは教えないことにしようと思いました。



東福寺



## 事務局通信

### ◆第13回企業法務セミナー・懇親会開催のご案内

当セミナー参加者は、1ヶ月以内に1時間の無料法律相談が可能です。この機会を是非ご活用ください。※懇親会も同時開催します！



平成27年3月26日(木)

《セミナー》18:30～19:30

《懇親会》19:30～21:00

講師 弁護士 加藤泰

“民事裁判シミュレーション

～もしもあなたの会社が訴えられたら～”

会場:TOWANI(中区上八丁堀 4-1)

受講料:顧問会社様 1名様につき 3,000円

一般 1名様につき 6,000円

(一般の方で懇親会のみ参加 5,000円)

☞詳細は、当事務所企業法務専門サイト(トップ>セミナー案内)をご参照ください。

### ◆身近な法律相談「なやみよまるく」講座スタート！

2014年1～3月、所長の山下江が、中国新聞文化センター「ちゅーピーカレッジ」の講座で講師を務めることになりました！身近なトラブルを未然に回避できるような具体的な事例を交えながら法律のイロハを解説していきます。



中国新聞文化センター

ちゅーピーカレッジ

☞受講の流れ <http://www.c-culture.jp/register.html>

☞山下江のブログ 12/4 をご参照ください。

### ◆運転免許センターに看板を設置しました



広島県運転免許センター2階に、看板広告を設置しまし

た。「弁護士による保険金増額」「交通事故無料相談」についてご案内しています。免許更新などで行かれた際はぜひご覧ください。

☞山下江のブログ 10/11 をご参照ください。

### ◆フードフェスティバルに出展。法律クイズ大盛況！

2014年も「ひろしまフードフェスティバル」にブース出展し、所長山下江の似顔絵入りチ



ロールチョコが当たる法律クイズが大盛況でした。

相続アドバイザーによる相続対策チェックも無料で行いました。この相続対策チェックは、相続相談専門サイトでもご確認いただけます。

☞<http://www.hiroshima-sozoku.com/110/85015/#000097>

☞山下江のブログ 10/26 をご参照ください。

### ◆ひろしま国際平和マラソンに11名参加

2014年も「ひろしま国際平和マラソン」に参加しました。弁護士・秘書・家族11名が事務所Tシャツを着用して完走しました。



☞山下江のブログ 11/5

をご参照ください。

**お知らせ** 今年度より、「KAIROBIMONTHLY」を「KAIRO for BUSINESS」と改め、より内容を充実してみなさまに情報をお届けいたします！感想などお寄せいただけましたら幸いです。  
KAIRO for BUSINESS(海路ニュースレター版)発行月→1月、5月、9月の年3回



山下江法律事務所  
Yamashita Ko Law Office

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703

営業時間：平日 9時～18時

TEL：082-223-0695 / FAX：082-223-2652 / E-MAIL：info@law-yamashita.com

予約電話受付：平日 9時～19時、土曜 10時～17時

相談時間：月曜 9時～21時(夜間相談有り)、火曜～金曜 9時～18時、土曜 10時～17時

※上記以外の時間帯でも対応可能な弁護士がいれば、相談時間を設定しますので、まずはお電話ください。